

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）

物品販売・役務提供取扱要領

（趣旨）

第 1 この要領は、第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）（以下「大会」という。）での各部門会場において、民間事業者等が行う物品販売・役務提供（以下「物販等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（出店申請）

第 2 第 49 回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会会長（以下「会長」という。）は、各部門が、大会参加者の利便性や部門の振興に資する等の観点から大会会場における物販等が必要と判断した場合は、市町や民間事業者等の物販等を認めることができる。

第 3 大会会場において、物販等の出店を希望する者は、部門ごとに、出店申請書（様式第 1 号）に
関係書類を添えて、会長に申請を行わなければならない。

2 物販等の出店にあたっては、前項の出店申請書に加えて、各会場の施設管理者が行う使用許可を受けなければならない。

第 4 大会会場において、物販等の出店を申請できる者は、次のアからウとする。

ア 当該部門において大会運営上必要とする役務を提供する民間事業者等

イ 県内市町（市町の依頼を受けた商工会議所及び商工会や観光・物産協会などを含む）

ウ 負担金を納めた民間事業者等

2 前項ウの負担金の額は、大会開催期間を通じて、部門ごとに 1 万円とする。ただし、会長が別に定める大会の協賛に係る取扱要領に基づき、部門ごとに 1 万円以上の資金協賛を行っている場合は、負担金を納めたこととみなす。

（出店の許可）

第 5 会長は、申請内容を審査し、次の各号をすべて満たし、出店が適当と認めたときは、第 3 項に記載する選定の順位を踏まえ、出店の可否を判断する。

（1）物販等が大会参加者の利便性又は部門の振興に資すること。

（2）物販等にあたり、関係法令が遵守されていること。

（3）出店が大会の運営に支障のないこと。

2 会長は、物販等の出店を希望する者が次の各号のいずれかに該当するときは、出店を許可しないものとする。許可を出した後に該当することが判明した場合は、直ちに取消しを行う。

（1）特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがある場合

（2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合

- (3) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- (4) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している場合
- (5) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している場合
- (6) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している場合
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合
- (8) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (9) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している場合
- (10) 大会の開催理念等の趣旨に反する場合や品位を損なうおそれがある場合、又は正しい理解を妨げるおそれがある場合
- (11) 大会の実行委員会が出店の申請を受理することが不相当と判断する場合

3 各部門に複数の出店希望があった場合には、会長は、各部門別委員会委員長（以下「部門委員長」という。）の意見も聞いたうえで、次の順に選定を行う。

- (1) 会長及び部門委員長の要請に基づき出店する者
- (2) 第4第1項のア（当該部門において大会運営上必要とする役務を提供する民間事業者等）
- (3) 第4第1項のイ（県内市町（市町の依頼を受けた商工会議所及び商工会や観光・物産協会などを含む））
- (4) 第4第1項のウ（負担金を納めた民間事業者等）

4 会長は、出店を認めた場合は出店許可書（様式第2号）を交付する。

（出店の配置）

第6 各会場における出店者の配置については、部門委員長が、施設管理者と協議の上、決定する。

（経費の負担）

第7 出店に伴い必要なテント、机及び椅子等の一般的な備品については、各部門が準備し、その経費は部門が負担する。ただし、部門が調達できない一般的な備品の準備に係る経費については、予算の範囲内で、第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が負担する。

- 2 電源等が必要な場合は、各会場の施設管理者と協議の上、出店者が手配する。
- 3 物販等の管理運営（会場の施設管理者への物販等に係る販売手数料等を含む。）や販売に要する備品等の運搬・撤去等については、出店者の責任において行い、その経費については出店者が負担する。
- 4 出店により会場使用料が増額となる場合は、その原因を作った出店者が、その増額部分を負担する。

（法令等に基づく手続き）

第8 出店者は、物販等の出店にあたり、必要な法令手続きを行う。

- 2 出店者は、食品の販売をしようとするときは、実行委員会が別に定める要項等に従うものとする。

（遵守事項）

第9 出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）出店の際は、出店許可書（様式第2号）を提示すること。
- （2）販売・役務の品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- （3）指定された場所以外での立ち売り、呼び込み等及び拡声器を使用した販売等の行為を行わないこと。
- （4）商品・役務を不当な価格で販売・提供しないこと。
- （5）販売に伴う廃棄物は、出店者の責任において適切に処分すること。
- （6）出店の権利を第三者へ譲渡又は転貸しないこと。
- （7）出店業務の管理の委託、便乗販売等の行為を行わないこと。
- （8）接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- （9）委員会または施設管理者から求められた場合は、売上金額を報告すること。
- （10）その他、会長及び部門委員長の指示に従うこと。

（許可の取消）

第10 会長は、出店者がこの要領に違反したとき、又は大会の運営上不相当と認められるときは、出店許可を取り消すものとする。

（損害賠償等）

第11 出店者が、施設等に損害を加えた場合は、賠償の責を負うものとし、出店に関連して第三者に損害や損失を与え、又はその他事故を起こした場合、実行委員会は、損害賠償や損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

- 2 自然災害及び伝染病の流行等により、大会が中止又は延期された場合に、出店者に生じた損害については、出店者の負担とし、実行委員会は、損害賠償及び損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(原状回復)

第12 出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、会長または部門委員長の検査を受けなければならない。

(管理責任)

第13 出店における販売品及び備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、実行委員会は、火災、盗難、その他不可抗力による災害が発生した場合であっても責任を一切負わないものとする。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、物販等の出店に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月10日から施行し、令和7年8月1日をもってその効力を失う。

(様式第1号)

令和 年 月 日

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）

物品販売・役務提供出店申請書

第49回全国高等学校総合文化祭

香川県実行委員会会長 殿

申請者

所在地

名称

代表者

担当部署

担当者名

電話番号

メールアドレス

下記のとおり出店したいので、「第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）物品販売・役務提供取扱要領」に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

出店部門	() 部門
会場施設名	
出店希望日時	令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで
準備開始日時	令和 年 月 日 () 時 分
撤収完了日時	令和 年 月 日 () 時 分
出店責任者	
販売・役務内容	
添付書類 (任意様式)	・物品販売の場合：販売品目及び価格等の一覧表 ・出店責任者、従業員の名簿

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）
物品販売・役務提供出店許可書

様

第 49 回全国高等学校総合文化祭
香川県実行委員会会長

令和 年 月 日付けで申請のあった第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）の物品販売・役務提供の出店について、下記のとおり許可します。

記

出店部門	
会場施設名	
出店日時	
準備開始日時	
撤収完了日時	
出店責任者	
販売・役務内容	
その他	法令及び「第 49 回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭 2025）物品販売・役務提供取扱要領」を遵守すること。